

第 1 5 7 4 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 31 年 2 月 21 日
自	14 時 00 分
至	17 時 18 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—公開—

(議決事項)

第25号 第2期しまね教育ビジョン21の計画期間延長について(総務課)

第26号 島根県総合教育審議会への諮問について(総務課)

第27号 「部活動の在り方に関する方針」(案)について(保健体育課・社会教育課)

第28号 島根県立古代出雲歴史博物館の休館について(文化財課)

——以上原案のとおり議決

(協議事項)

第14号 「教職員の働き方改革プラン」(案)について(学校企画課)

——以上資料により協議

(報告事項)

第89号 平成30年度2月補正予算案(追加上程分)の概要について(総務課)

第90号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の出願状況について(教育指導課)

第91号 平成30年度島根県体育・健康優良学校等表彰等について(保健体育課)

——以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第29号 平成31年度教育委員会事務局等職員(管理職)の定期人事異動(教育職員関連分)について(総務課・学校企画課)

第30号 平成31年度県立学校教育職員(管理職)の定期人事異動について(学校企画課)

第31号 平成31年度市町村立小中学校等教育職員(管理職)の定期人事異動について(学校企画課)

第32号 島根県公立学校教職員の希望による降任制度の改正について(学校企画課)

第33号 平成32(2020)平成32年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について(学校企画課)

——以上原案のとおり議決

(報告事項)

第92号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について(保健体育課)

——以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 藤田委員 浦野委員 真田委員 林委員

2 欠席者

出雲委員

3 島根県教育委員会会議規則第 14 条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
門脇教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
高宮教育施設課長	公開議題
福間学校企画課長	公開議題・議決第 29 号から第 33 号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題
濱村地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題・報告第 92 号
日野健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
米原福利課長	公開議題
倉崎教育センター教育企画部	公開議題
堀学校企画課企画幹	議決第 29・31 号
中西学校企画課企画幹	議決第 30 号
川上学校企画課企画幹	議決第 32 号
繁田学校企画課企画幹	議決第 32 号
上田学校企画課企画人事主事	議決第 32 号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
小村総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	4 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	5 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	藤田委員	

○新田教育長 出雲委員から本日の会議は都合により欠席する旨、事前に欠席届が提出されているので報告する。

議決第25号 第2期しまね教育ビジョン21の計画期間延長について（総務課）

○仁科総務課長 第2期しまね教育ビジョンは、教育基本法で規定している地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画に位置付けられている。このビジョンについては、平成31年3月末をもって計画期間が終了することになっているが、下記の理由により1年間延長したい。

理由としては2点。まず、学習指導要領が改訂され、平成32年4月以降、小学校から順次全面施行されることから、学習指導要領の施行時期と合わせることが望ましいということ。もう1点は、島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる教育大綱と言われているものについてである。この教育大綱というのは地方教育行政法で規定されており、知事が定めるものであるが、この終期が32年3月末というふうになっている。1年間延長することにより新しい大綱との整合を図ることもできる。以上の2点から1年間延長をしたいという提案である。

○新田教育長 現行の教育ビジョンの計画期間を1年間、来年度いっぱいまで延長したいという議案である。実際には、計画期間に入ると、その年度から進行管理を始めていくわけで、新しい計画は新しい学習指導要領に沿った、それを前提としての計画にせざるを得ないと思う。そうなると、やはりスタート時期は32年度からで、進行管理もそれに合わせることが合理的、適当であろうというのが理由の1番目に書いてある趣旨である。

○真田委員 学習指導要領が改訂される。その内容が今までと違って随分大きく変わるので、それに合わせて島根県としての方針を示すということで、1年程度遅らせて実施されるのが適当だと思う。

———原案のとおり議決

議決第26号 島根県総合教育審議会への諮問について（総務課）

○仁科総務課長 この議案は、議決第25号と関連するものである。第2期のビジョンの計画が先ほどの議決により31年度末に終了ということになった。いずれにしても、32年度以降のビジョンが必要になってくる。改めて、この関係については、次期ビジョンを策定するに当たり、3月6日に教育委員会から島根県総合教育審議会へ諮問するという内容のも

のである。

諮問理由を読み上げる。島根県教育委員会は、平成26年度に第2期しまね教育ビジョン21を策定し、このビジョンの基本理念や施策の方向性に基づき、これまで本県の教育を推進してきた。「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」という基本理念に基づき、ふるさと教育などを通して島根の豊かな自然、歴史、文化・伝統などに対する愛着や誇りを育むとともに、子どもたち一人ひとりが夢や希望・目標に向かって意欲的に取組、社会に能動的にかかわる態度や貢献する心を養うため、学校・家庭・地域が連携・協働し、教育の魅力化を推進するなど、さまざまな取組を進めているところである。

この間、国においては、学習指導要領が改正され、平成32年4月より小学校から順次全面施行される。新しい学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力を「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理し、これらをバランスよく育むことを求めている。

このような能力を育むために、学校だけでなく、家庭や地域と連携した、社会に開かれた教育課程の実現を求められている。このことは、これまで本県が取り組んできた施策と方向性を同じくするものであると考えている。

これからの社会は、I o Tやビッグデータ、人工知能を初めとする急速な技術革新やグローバル化の一層の進展などにより、大きく変化することが予想される。人口減少や高齢化が進む本県においても、子どもを取り巻く環境の変化は複雑で予測困難となってきている。

こうした中、本県教育の基本理念や施策の方向性を次期ビジョンにまとめ、それをもとに引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えている。

そのため、次期ビジョンの根幹をなす今後を見通した本県教育のあり方について、御提示をお願いするという内容のものである。

———原案のとおり議決

議決第27号 「部活動の在り方に関する方針」（案）について（保健体育課・社会教育課）

○佐藤保健体育課長 部活動の在り方に関する方針については、12月20日に開催した教育委員会会議の場において内容を説明し、1月11日から1カ月間、パブリックコメントを実施した。パブリックコメントの状況は、4名から9件の意見が寄せられた。意見の主なも

のを紹介すると、放課後の部活動は外部の人材に任せるべきではないか、あるいは文化部活動の選択肢が少ない、さらには直接の生徒の指導以外の部分、例えば高体連等の事務局の業務部分についてもスリム化を図るべきではないか、こういった意見であった。外部の人材に任せるべきという意見については、この方針の中でも部活動指導員や地域指導者の活用について触れている。また、部活動の選択肢についても生徒のニーズを踏まえた部活動の設置の検討を促すことにしている。さらには、高体連等の関係についても、この在り方検討委員会に参画いただいた立場から取組が進むものと考えている。

パブリックコメントの内容を反映して方針を修正すべき点はないものと考えている。

また、一部表現方法について整合性を図る必要があった。目次と本文の表現が異なっていたり、文化部に対応できるように芸術という文字を挿入したりするなど、文章表現を一部修正した箇所がある。

今後の予定としては、議決されれば早速、県立学校、市町村教育委員会、関係団体へ通知しながら、市町村教育委員会、それから県立学校では、速やかにそれぞれの方針が策定されるように支援をしていく。教育委員会としては、会議や研修会等を利用した方針の周知、学校で部活動の活動方針などが効率的に策定できるよう支援すること、それから、部活動の適切な運営を図るための研修会の実施、本方針に基づく取組状況の定期的なフォローアップ、さらには部活動指導員、地域指導者の確保・育成に取り組んでいく。

今回の方針の策定が、学校現場で部活動について、地域のマンパワーも生かしながら部活動をどのようにして構築していくのか考えてもらえるよう働きかけていきたいと考えている。

○新田教育長 この件については、12月20日の教育委員会会議でも協議いただいたものである。

○真田委員 各学校は、活動実績について、学校評議員等を活用し、評価を行うということとを述べられている。どんな方法で評価をされるのか、してほしいと考えておられるのかということである。

それから、部活動の顧問は、勝利至上主義と言われるように、勝つことや、技術向上ばかりを重視し、過度な練習を強いることがないようにということが書いてあるが、高校の場合、県高校総体があるが点数制などはどうされるのか。その辺、高体連などはどういふふうを考えておられるのか。

○佐藤保健体育課長 評価については、学校で、年間の活動計画をまず作っていただいて、

年間の活動計画は、例えばホームページ等で公表をお願いしている。毎月の活動実績、顧問の先生が日々どこでどういった活動をしたか、こういったものを学校長のほうに提出するようになってきている。そういった資料を用いてこの評議員との場で、年間の活動計画、それから学校の基本方針、それに沿った活動がされているかどうかを外部的に見ていただく、そういうイメージが考えられると思う。それぞれの学校でやり方は異なるかもしれないが、学校の方針で立てられたことに即した形で活動が行われているかということについて、顧問の先生から出された実績報告書、そういったものを手がかりに評価をしてもらえないかと考えている。

それから、勝利至上主義との関係、これはまた高体連のほうとも相談をしないとイケないが、生徒の意見を尊重しながら、学校の部活動の方針を立てて、それぞれの顧問の先生は自分のところの部活動紹介といったようなページも、今もホームページ等に載せておられるけれども、そこで生徒たちと、では、我が部の部活動は、例えば県大会ではどのあたりを目指そうとか、そういったところを目標にしっかり掲げておられるところもあるし、ないところもある。そのあたりを顧問の先生と、生徒の皆さんで、どういった部活動を今年度はやっていくか、その辺の目合わせをまずはしっかりしていただきたいと思っている。

さっきの高体連の点数との関係、このあたりの分については、また相談をしていきたいと思っている。

○新田教育長 一つ大きな方法論としては、情報を公開することで、事前にこういった方針で、こういった計画で、あるいはこういったルールで、そういったことを広くお示しすることで外部の人の理解も得やすくなるだろうと。そういった意味で、真田委員から指摘があったような、学校評議員等の方も、結局、ある程度外部の目から見ながら学校を支援していただけるという立場であれば、意見や評価もいただきながら進めていくということが実行につながる、円滑に実行する一つの環境づくりにもつながるかという思いもある。

○藤田委員 これらについて、全国的に変わっていく要素ではあるが、例えば、スポーツ選抜やいろいろなことで推薦を得るとか、子どもたちの将来性のあるものに対することの配慮も欠くことのないような進め方をしていただきたい。やはり進むべき高校としてこの高校では、というふうな形になり他県に行くようなことになっても、これは全然子どもたちのための改革にはならないので、その点をもう少し配慮をして進めていただきたいと思う。

○佐藤保健体育課長 今回の方針で、自分が行きたい学校の部活動がどんな活動をしてい

るか、今でもPRされている。そこを充実していく、このあたりに力を入れてやっていくということがまずは大事なことではないかと思う。とかく活動時間、休養日のところがクローズアップされるが、中には、その部分をどうして補っていくかということの議論がまさにこれから始まっていき、地域の人材を活用して、その足りないところとか。先日は国のほうへ行ったら、合同練習の時間は、なるほどこの時間かもしれないけれども、自分の例えば苦手なところとか伸ばす部分については、自分が家で休みの日等を使って筋力のトレーニングをすとか、そういったやり方もあるので、まだまだ工夫の仕方はいろいろとあるということを知って帰った。そういったことをこれから学校にも伝えながら、うまく運用していけたらと思っている。

○藤田委員 そういった新しい視点とか方法論とかをすべての皆さんに周知しながら、うまく運んでいくように、やはり知らないとそれもできないので、そういった方法、新しい情報が入ったらすぐ一斉に流していくという形をとっていただいて、頑張っていっていただきたいと思う。

それから外部講師であるが、部活のいろいろな人材とか、指導員とか、地域指導者の確保・育成等、いろいろ頑張っていくことが増えると思うが、ここは十分に本当に尽力していただいて、先生方の助けになるようにしていただきたいと思う。

○真田委員 校長は、参加する大会等について活動計画及び活動実績等を確認し、参加する大会、合宿や遠征等を精査するというふうに、「精査」という言葉を使っているが、どうやってするのか。もう一つ、外部指導員、今後の取組というところで、部活指導員、地域指導員の配置を進めるというふうに、人数はどの程度考えておられて、年間の時間はどの程度を考えておられるのか。それから、部活動指導員のなり手となる指導者の確保・育成に努めると書いてあるが、どういうふうに育成をしていかれるつもりなのか。二巡目の国体等々もある。何か今後の取組について、その理念を教えてくださいといいたくはないかと思う。

○佐藤保健体育課長 まず、参加する大会の精査である。これは、さっき言った顧問の先生、それから生徒、そこで相談をし、どれぐらいの活動の頻度というか、恐らく学校の部活動によって個々、一つ一つで回数というか、力の入れ方も異なると思う。その辺を校長先生と相談し、それぞれの学校で吟味してもらいたいという方向性がここに書いてある。部活動の設置、廃止についても、今までは生徒数が減ってきて、なかなか十分な顧問を配置することができず、例えば、本当はこの部活をやめたいなと思っても、そこにメスを入れることができなかった部分がかかなりある、そういう話も検討会の中ではあった。そうい

ったことの議論が始まる、そのことではないかと思っている。

それから、部活動指導員、地域指導者の配置の関係である。金額というよりも、運動部活動で言うと、延べ年間時間、中学校と高校と一緒にして約1割程度、時間数にして延ばす予算を平成31年度は予算要求を議会に出している。なり手のほうだが、なかなか難しいところはあるが、さっき国体の話もあった。例えば今考えているのが、新たに大学を卒業し、こちらで就職され、そういう競技経験があるということで学校から声かけをしてもらえると、会社が休みの日、土曜、日曜を中心に、例えば重点校の部活動の顧問の先生の手伝い、すなわち自分一人で指導することはまだ難しいかもしれないが、顧問の先生と一緒にちょっと手伝いをしてみようと、こういったところを上手に引き出して、1年程度こういう部活動の指導と一緒に従事してもらうことで、その指導力を顧問の先生から伝授してもらおう。そういったことも考えていかないといけない。

どういったことで予算を獲得していったらいいかと思い、いろいろな調査を試みた。重点校で県下トップレベルの競技力を備えている学校の部活動は、語弊があってはいいが、これは正規教員の顧問の先生が運営されている部活動だけだった。なかなか地域指導者の方、すぐれた方はいらっしゃるが、その方々にお世話になって、競技力という部分の面から見ると重点校でというところはなかった。そうすると、重点校の顧問の先生の指導力、それを何とか若手のこれから指導者になってもらえるような人、そういったところに伝授してもらえるような機会をつくりたいと考えて、次の国体に向けての予算の中で少しばかり芽を出して、指導者の育成ということで取り組んでいきたいと思っている。そうして、まずは地域指導者をやっていただき、おいおいには部活動指導員、生徒の引率とか単独での指導といったところにつながればと考えている。

○真田委員 今年度実績でもいいが、最大時間、何時間あるのか。一人でもいい、最大どれくらい。義務と県立とは。

○佐藤保健体育課長 運動部活動の話で大変恐縮である。高校で300時間の学校が11校ある。11部活動である、地域指導者は、それよりも少ないところは30時間とか、少ないところはたくさんあったが、300時間以上配置を要求されるところがあって、そこは予算の関係で300時間、これをアッパーとして11校ほど、今年度の場合、運動部活動について認めてあった。

○真田委員 最大で300時間ということだね。

○保健体育課長 はい。

○真田委員 そうすると、単純に計算すると、1日2時間見れば150日。月20日見れば7カ月ちょっと。するとあと5カ月はボランティアということか。

○佐藤保健体育課長 300時間以上申請されたところはボランティアというところもあるかもしれない。また学校のほうで、例えば部活動振興費みたいなところを案外準備されたところもあるかもしれない。こちらのほうで承知しているのは、300時間を超えて要求されたところは400時間とか500時間とかあったけれども。

○真田委員 それを300時間。

○佐藤保健体育課長 はい、そこを300時間で我慢をしてもらった。それから高校では107名、中学校でも107名の運動部活動の地域指導者の方にお世話になった。

○真田委員 結局、5カ月間ボランティアとなるとなかなか大変だろうということで、なかなか探すのも大変だろうなど。部活動であるから、ある程度、皆さんも、高校生も頑張っておられるのだと思うのだが、実績はどうやって測るのか。つまり、精査するためというので、いろいろ言葉で、活動実績等を確認しということなのだけれども、実績というのは皆さんを調べてやっているのか。

○佐藤保健体育課長 これは1カ月のカレンダーをちょっと頭の中にイメージをしていたら、最初に定例的な普通の日には授業が終わってから、例えば2時間とか3時間、その日は単純に丸だけを書いておく。いちいち今日は何時間やったのかと書くのは大変だから、普通のパターンはとにかく丸印、それよりも大会前で時間を1時間余計やったとか、それからテスト前でその日はやらなかったとか、その辺をプラス1時間、やらなかったところはペケ、そういった書きやすい日誌のようなものが今活動実績として、時間だけのことを言えば想定をしている。

○真田委員 それをもとにして、参加する大会や合宿や遠征等を精査していくということになるのか。

○佐藤保健体育課長 資料としてはそれなのだけれども、まずは校長先生が、その顧問の先生の、ヒアリングと言うとまた大げさかもしれないが、部活動に従事しておられて、ほかの公務等もあわせてどんな状況にあるかということをよくよく聞いていただき、資料として何か数値化したものが需要ではないかということと、それから学校の方針、活動の頻度、そのあたりを可視化するためにこの実績というのは設けることに考えている。

○新田教育長 適切な活動時間とか、それから休養日の確保や、そういった時間管理ということを中心にすれば、今、佐藤課長が説明したとおりになるし、ここで言う活動計画な

り活動実績等というのは、やはり先生の反応とか、そういったものも含めた総合的なものになるのだと思う。

○浦野委員 ベスト幾らに入ったとかあるが、そういう成績などもこの実績としては考えられるものなのか。

○佐藤保健体育課長 これについては、この方針の中での範疇ではないような気がする。それは学校の中で部活動の一番最初に顧問の先生と生徒の皆さんでどこまでやっていこうということ、そこで目標に対してどこまでできたか、それが自分たちの評価をするツールということだと思う。部活の在り方の方針の中で評価する項目とはちょっと違う気がする。

○浦野委員 最後のまとめというところに、生徒が考える部活動に所属する最大の目的は、大会・コンクール等でよい成績をおさめたいとする割合が一番高いというふうにあるけれども、やっぱり、先ほど勝利至上主義にならないようにとあったが、子どもの中ではやはりよい成績をおさめたいというのが一番、全員が全員そうではないかもしれないが、割合的には高いということである。やっぱりその辺と部活動のあり方、兼ね合いというか、その辺は難しいところだと思うが、私もすべての競技を知っているわけではないので、いろいろ分からないことも多い。例えば、たまたま子どもがテニスをやっていて、ポイント制なので、大会に出て順位が決まった、そこでポイントを得て、また次の大会のときのシードなりドロウに関係していくのだが、高校に進学したお子さんから、この大会とこの大会は何位以上になる可能性がなければもう出るなどと言われると聞く。もう準優勝とか優勝とかしなくても、ベスト4、ベスト8で得られるポイントというのがあって、それがまた自分のポイントとして加算されて、次の大会のドロウにかかわっていくのだが、もう先生からそういうふうにごつんと言われると、出たくても出られないという状況だといった話を聞く。その辺が先ほど言われた精査とかにも関係することと私は感じるのだが、出たいのに出られないという状況が実際あるということを知っていて、子どもの思いと学校側の方針というか、部活動のあり方というのがやっぱりかみ合っていくのはなかなか難しいところなのか。逆に厳し過ぎてつらいという子どもさんもいらっしゃるし、その辺は大変難しいところだなと感じるのだが。

○佐藤保健体育課長 まず、今までも十分していると思うが、まず、それぞれの部活単位で顧問の先生と子どもたちでよくよくディスカッションする、そこが一番だと思う。せっかく、4,000人のアンケートをやって、その結果はここにきちんと出してあるから、中には反対の意見の人もあるかもしれないが、いろいろな意見があるということをもまずベース

に、顧問の先生には生徒たちの気持ちを酌み取りながら、聞いて全部それがかなえられるというわけではないが、まずはみんなで。一番まずいのは、部活の中で向かっているベクトルが子どもたちと顧問の先生と全く反対とかずれているなどということが起きると一番大変だと思うから、まずは気持ちを、どれぐらい自分たちはやっていこうというところを、まずベクトル合わせをしてもらう。今までもされていると思うが、そのきっかけになれば一番ありがたい。これに尽きる。

○新田教育長 先ほど浦野委員からお話があったのは、部活動の意義・効果、6点上げているうちの、例えば下から2番目ぐらいのところ非常に近いところの視点であろうかと思う。こういった、ある意味コンセンサスを得る過程自体が非常に大事で、要は保健体育課長も言ったように、やはりそこでコンセンサスを得て、同じ方向を向いて、よりよい活動にしていくのだということが一つ大きい視点だと思う。

方針案に記載された今後の方向性を読み上げると、本方針に基づき、部活動での具体的な指導のあり方、指導時間や内容、方法について必要な検討、見直し、改善、研究等を進め、それぞれの学校の特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、要は、部活動自体がやっぱり一層充実する。この方針で検証、見直すことによって、部活動自体がより意義のあるものになる。あるいは方向性を一緒にして進めることになる。そういったところを目指す。そういったことが、やっぱり根本的なところに考え方としてあるということなのだと思う。

県立の各学校、それから、特に中学校が大事ではないかと思うが、市町村の教育委員会、関係団体に通知するとともに、各市町村教育委員会、それから各県立学校で、これを見ながら方針を固めていくというところの作業を行ってもらい、それぞれでやはりしっかり考えられた上で、方針をそれぞれに定めてほしいというような位置付けで考えているところである。

———原案のとおり議決

議決第28号 島根県立古代出雲歴史博物館の休館について（文化財課）

○萩文化財課長 県では、東京オリンピック・パラリンピックイヤーでもある平成32年1月から3月の期間、東京国立博物館において、奈良県などと共同で特別展「出雲と大和」を開催する。この特別展のために古代出雲歴史博物館から銅鐸や銅剣など、多くの重要展示品を搬出する予定である。そこで、展示品が少なくなる機会を捉え、国の交付金を活用

して、館内設備の不具合の解消とさらなる魅力アップを図るために改修工事を実施したいと考えており、この改修工事等に要する期間について休館をさせていただきたいと考えている。

博物館の休館を設けるためには、下段の参考にも書いているが、条例の規定により指定管理者が教育委員会に申請を行い、教育委員会の承認を受けることとなっている。そこで、県から指定管理者であるミュージアムいちばたに改修工事等の内容について必要性と内容を説明したところ、理解が得られたということで、指定管理者から休館に係る申請の提出があったところである。

博物館の休館期間については、平成31年11月18日から平成32年4月23日までにしたいたいと考えている。展示品の搬出や搬入、あるいは改修工事のために必要な期間であるということで設定した期間である。

なお、平成32年の正月期間については、出雲大社の参拝者に配慮して、博物館の情報交流室や講義室、トイレなどの無料ゾーンの一部を開放して休憩などに使っていただきたいと考えている。

次に、改修工事等の内容については、①文化財を適切に展示・管理するための改修ということで、展示室の照明をLED化にかえるなどの工事を行いたいと思っている。次に②展示機能の充実と施設の機能強化ということで、外国人観光客への対応などのための映像機器の多言語化や、魅力アップのための風土記ガイドスの改修・設置を行いたいと思っている。③特別展「出雲と大和」の展示成果の活用ということで、この特別展のために作成する心御柱のレプリカなどを展示室に設置して、特別展終了後も歴博に来ていただいた来館者に、この成果品をご覧いただけるようにしたいと思っている。

以上のような改修等を行うために、約5カ月間の休館期間を設けたいと考えているので、よろしく願います。

○藤田委員 無料ゾーンの開放であるけれども、正月期間というのは、大みそかは入らないのか。

○萩文化財課長 11月から3月までの間で一番人が多いのが1月の三が日ということで、多少余裕を持って、1月1日から5日まであたりを開館したいと考えているところである。

○藤田委員 これは住民の皆さんとか、何か掲示か何かをして休館の案内などをするとき、ここの期間は使えるという案内は載るのか。

○萩文化財課長 今の休館期間、それから、あるいは4月の再オープンも含めて、案内す

る際に正月期間についての開館の案内もしようと思っている。

———原案のとおり議決

協議第14号 「教職員の働き方改革プラン」(案)について(学校企画課)

○福間学校企画課長 このプランについては、12月の教育委員会会議において承認いただいている。趣旨と取組については前回と同じであるが、12月と2月の学校業務改善推進委員会において審議して今回の修正案を作成している。今回の御審議を踏まえて、次回、3月の教育委員会会議において委員会の議決をお諮りしたいと考えている。

前回の案との違いを中心に御説明をする。

まず開いて、目次のページをごらんいただくと、構成について、5のプランを達成するための主な手だてというところの最後に⑤と、保護者・地域の理解・協力のもとでの推進という項目を設けている。これは教育委員会や教職員のみでは働き方改革を行えないということで明記したものである。

次に、プランの取組期間である。ここでは2019年度から2021年度の3年間を重点期間にする、それから2022年度以降は取組状況を検証して、改善・見直しを行うと。これについては前回の案と同じだが、前回は、その上で、2022年度に更に基本方針を設定するというふうな表現にしていた。しかし、基本方針が大きく変わるというものとも考えにくいということもあるので、2022年度以降については、プランの改善・見直しを行うというふうな表現にした。

それから、数値目標のスケジュールについてであるが、これは、前回は図で、矢印で表現していたが、これを棒グラフに改めた。これは実際に、時間外勤務時間が、イメージとしてどう縮減していくかというところに改めたということである。また、月の平均時間であるというところで月平均が何時間という、この平均ということも明示した。

それから、このグラフの説明がなかったので、グラフの下の文章のところの3行目のところから、2019年度には現状の15%減の月55時間以内と、2020年度には30%減の月45時間以内、2021年度には30%以上減のというふうな図の説明を加えたということである。

それから、管理職の取組が出ているわけで、この後、8点ばかり述べていくわけであるが、その前のところで、具体的な取組を述べる前に管理職の取組の大切な視点というものを追加した。ここでは管理職のリーダーシップや教職員のベクトルをそろえていくということ。それから教職員の主体的・対話的な取組を引き出すような環境づくりを図る。学

校マネジメントの大切さというようなものを大切な視点として最初に述べるということにした。

それから教職員一人一人の取組のところにも大切な視点というのを加えている。ここには、教職員は使命感を持って負担を抱えながら業務に取り組んでもらっているわけではあるけれども、子どもたちのためにも教職員自身の心身の健康を守るということに目を向けてほしい。できることから着実に柔軟な視点で取り組んでもらうという、教職員の皆さんの取組の視点というものについても最初に述べるというふうな構成にした。

それから、最後、保護者や地域等の理解・協力が不可欠であるということ。ここに学校以外でお願いしたい業務であるとか、やはり教職員の負担軽減のための業務について、こちらは丁寧に説明をして、理解・協力を得るというふうなことを加えて述べたということである。

大きな構成の変更といったところについては、以上というところである。

○新田教育長 教職員の働き方改革プランということで、前は12月20日の教育委員会会議で協議させていただいたものである。

○藤田委員 新しく⑤で、保護者・地域等の理解・協力のもとで推進という欄ができています。これは本当に確かに必要性のあることだと思うが、協力をお願いすることも必要であるし、いろいろなことの教師の、軽減につながっていくような形のものを探していく、つけていくことも、また地域の方々との相談が必要だと思う。だが、これが、例えば先生方が一生懸命で子どもたちのために頑張っていて、本当に尽くしておられるわけであるが、これを少し休みたいからとかそういったような見方をされないように、地域住民の方々にそういった誤解を招くような形にならないような働き方改革を目指していかなければならないと思う。そうすると、これは、一つには、地域行事等々の軽減のことにも少し兼ね合いがあるのだが、これを減らすということの理解も必要なのである、保護者や地域に求めるものは増えていく、だが、この行事とかそういうことに関することは少し考えてというふうな、相反するところも出てくる。そうしたときに、今、地域は本当に小中高へかかわらず、子どもたちの力を、伝統であるとかいろいろなものでこれを必要とすることがたくさん地域の課題としてある。その辺のところの精査と、こういったものの理解とか、それを得るための周知、そういったものをどのように行っていくのか、そういった点を少し詳しく聞かせていただければと思う。

○福間学校企画課長 県教育委員会の取組としても、8ページのところで述べているし、

それから市町村も同じように、取組の中には保護者への周知というのは本当に大切な視点だということもあるので、これはちょっと市町村版で、働き方改革のプランも作られるときにも、その地域によって、あり方というものは、恐らく項目を設けてこられるのではないかと考えている。県としても、広報をどうしていくかというところの考え方にも述べているわけであるが、具体的に今、文言では協力を求めるとしているが、その方法を県がどうやっていくかという方針決定が、まだちょっと検討しているところもあるが、やはり藤田委員のお話にもあったように、一方的にこれをお願いすると、これはもうできないよみたいなことで業務を減らすということであると理解が得られないので、文言としては丁寧にしっかり理解を得てということは、広報のときにも重要な御指摘だと思う。もう一つは、何のためにこれをやるのかと。それは狙いにもあったように、これは生徒の皆さんのためにも教師がやっぱり楽になるということが、生徒の皆さんのためにも必要なもので、教育の質を向上するためにもやらせてもらうことなのだとするところは、やっぱり組織のバランスとしてしっかり広報していかなければいけないのではないかと。

そういう考え方については、こちらの広報を通じてしっかり周知していかなければいけないなと考えているところで、学校のほうの校長の説明もあるわけだけれども、やっぱり理解を得ていくことに対しては、我々のほうとしても、こういうところに注意してほしいというところは一緒にしていけたらと考えている。

○新田教育長 先ほど藤田委員から御指摘があった点は、私どもも同じ課題認識を持っていて、やはり、子どものよい成長につながる改革だということでは、実際にそうしていかないといけないということも当然あって、思いに齟齬が生じないような形で協力、理解を求めていくということで、どういったアプローチがあるかということは、本当に私どもも今検討している最中である。今後、市町村教委等とも、また意見交換なり考え方の伝達の機会もあるので、共通の認識で、同じ方向を向いてやるということでも取り組んでいきたいと考えている。

○真田委員 保護者とか地域社会については、まさしくそのとおりだと思うのだが、学校の中でも教職員を含めてベクトルをそろえていくことが大変なのではないかということで別冊11ページ、③以降、管理職、それからそれぞれの先生方の取組についての具体的なことが幾つか書いてあるのだが、教員というのは生徒のためとか教育のためという理由でスクラップが、例えば学校行事とか、そういうのがなかなか見直せないというのが実情ではないかと思う。先生方、管理職も含めてであるが、学校マネジメントの実践をするために、

そこら辺からちょっと切り込んでいただくというか、考えていただく必要があるのではないか。学校の中も、やっぱり管理職、教職員含めてベクトルをそろえると。子どもたち、児童生徒のために、では、何が必要なのかということを考えていく必要があるのではないかなということで、具体的にこうやっっているいろいろ書いていただいたので、また研修会等々で広めていただければと思う。

○林委員 先ほど藤田委員からもあったが、19ページの保護者・地域等の理解・協力のことについてであるが、やはり、地域、保護者の協力というのは非常に重要なものになっていると思う。高校魅力化ビジョンの中でも、すべての高校にコンソーシアムを構築するような話があったが、そのコンソーシアムの中で、この改革についても積極的に丁寧な説明ないしはトップ会議をやっていくべきなのかなという気がする。

○福間学校企画課長 コンソーシアム等については、こちらも学校長に話を聞いてみる必要があるので、働き方改革でそういったことについてもそれを盛り込んで、また設置するような形にさせていただきたいと思う。

○真田委員 先ほどの19ページ欄外の中央教育審議会の答申の中で、学校・教師等が担ってきた代表的な業務のあり方に関する考え方としてということで、3つの区分に整理してあるということなのだが、例えばどのようなものがあるのか教えていただきたい。

○学校企画課長 ここでは一定の業務について3つに整理しているわけであるが、基本的には、学校以外が担うべき業務というのは、例えば登下校に関する対応とか、あるいは放課後で夜間の見回りとか、生徒が補導されたときの対応とか、学校徴収金の徴収・管理とか、地域ボランティアの連絡調整とか、学校以外が担ってもらえるのではないかなというようなものが例示されているところである。

それから、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がないというのは、統計・調査への回答とか、休み時間での対応とか、校内清掃とか、部活動とか、学校はやるのだけれども教師以外の誰か別の者でもできるのではないかなというものが例示されている。

それから、教師の業務だが負担軽減が可能な業務というのは、給食時の対応とか、授業準備とか、学習状況評価とか、そういった、通常教師がやっているのだが。ただ、何らかの対応で、複数でやるとかいうふうなことで軽減を図れるのではないかなというところが例示されているということである。

○真田委員 実際、僕らもそうなのだが、はっきり具体的に3つの区分というのがなかなか理解しにくいところもあるので、具体的にずっときているので、このプランの中に示し

てもいいだろうし、また、前の資料で参考にいただいている魅力化のでもいいであろうし、どこかきちっと示しておく、よく理解しやすいのではないかと考える。

○福間学校企画課長 よく検討させていただきたい。

○新田教育長 19ページの保護者・地域等の理解・協力というのは、今、指摘があったように、非常に重要なアプローチになると思う。真田委員のほうからもお話があった、中央教育審議会では、今、福間課長が説明したように、3つの区分によってそれぞれの具体の例示等が示されているので、そういったところで、19ページは囲みというか、表になるのかちょっと分からないのだが。もう少し分かるように説明を加える、修正をちょっと加えさせていただきたい。

——資料により協議

報告第89号 平成30年度2月補正予算案（追加上程分）の概要について（総務課）

○仁科総務課長 2月補正の概要である。まず、教育委員会補正予算額の全体概要である。中ほどであるが、全体で8億8,300万円余の減額である。内訳としては、事業費で9億円余の減額、給与費で2,300万円余の増額ということである。

続いて、課別の補正額とその内容ということで、増減の大きいもののみ説明させていただく。総じて、これらについては、30年度の決算に向けて最終の補正を行うものである。事業の実績見込みによる補正が中心である。

まず、教育施設課である。3億8,000万円余の減額である。これは高等学校校舎等整備事業であるとか、特別支援学校校舎等整備事業における入札減であるとか工事内容の変更による工事費の減といった実績見込みである。

続いて、学校企画課、1億円余の減額である。まず、小学校スクールサポートスタッフ等の非常勤講師、こういった人件費の減が1点、それから高等学校等就学支援事業費、これについては国の給付要件の見直し、そういった影響での減というものである。

続いて、教育指導課、これが7,000万円余の減である。代表的なものとして、教育魅力化推進事業における市町村への交付金分が減ったこと。すなわち市町村が、県の財源ではなく国の財源を活用できることになったということで、県の財源が不要になったといったようなこと等々での減である。

続いて、特別支援教育課である。これについては増額となっている。700万円余の増額である。増額の理由としては、特別支援教育の就学奨励費、こちらで新入学児童生徒の学

用品の購入費の国庫補助対象限度額が引き上げられたこと、また通学の際の福祉タクシー等の利用者が増えたこと、そういったことにより通学支援費が増えたということによる増額である。

それから、文化財課である。2億9,000万円余の減額である。これは埋蔵文化財調査センター、こちらで実施している発掘調査委託事業費の減。すなわち、国土交通省の用地交渉が不調に終わったことにより発掘調査に入れなかったことによる事業費の減ということである。

それから、繰越明許費予算を4点ほど上げている。これについては繰越明許という専門用語を使っているが、要は、年度内に事業が完了しない場合に、今年度の予算を繰り越して翌年度にまたがって執行するというようなものである。

まず1点目が特別支援学校関係であるが、これは出雲養護学校の農業実習地整備事業において資材不足、実際にはビニールハウスであるが、その資材不足によって調達時期が未確定であるということで繰り越すもの。

2点目が歴史遺産保存関係である。これについては、松江城の天守防災、また耐震対策事業等々の事業で再度入札となったこと、また設計に日数を要したことで繰り越すもの。

3点目が災害復旧関係である。これは昨年のもう大雨によって崩落した浜田水産高校と、それから浜田ろう学校の法面復旧工事、これに係る国の補助決定が遅延した、遅れたという理由によるものである。

最後、教育財産維持管理関係である。これについては、もう既に初日提案で繰り越しをお願いしている事項として、県立学校のエアコン整備事業がある。これに加えて今回、高校の法面对策であるとか擁壁改修、通常は本年度当初から予定していたものであるが、そういったものが再度入札になったこと。また、周辺の家屋調査、工事を進めるに当たって、周辺対策の一環で事前に家屋調査をする必要があるけれども、そういったことに日数を要したといったようなことで繰り越し対象となったというものである。

○新田教育長 追加の2月補正予算案の説明である。なお、この補正予算案は、本日開催された県議会の本会議で知事上程議案ということで今日提出している。

———原案のとおり了承

報告第90号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の出願状況について（教育指導課）

○常松教育指導課長 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の出願状況について報告する。出願期間は平成31年1月31日から2月5日12時までであった。

第1志望学科への出願状況である。まず全日制、入学定員5,190人から推薦選抜等で合格内定者数の758を引いた4,432人が一般選抜の募集定員の数である。これに対して出願者数は4,038名ということで、対募集定員の競争率は0.91で、昨年を0.02ポイント下回る。定時制は入学定員360、合格内定者ゼロであるので一般選抜の募集定員が360、これに対して出願者数が127ということで、競争率は0.35、こちらは0.01ポイント上昇ということになって、合わせると0.87という倍率で昨年を0.02ポイント下回ったということである。募集定員に対する倍率が高かった学校を上げているが、益田翔陽高校については推薦入試においても高い傾向があったが、一般選抜においても、昨年が低かったということも踏まえて高い競争倍率となっている。それから、定員減となった大社高校であるが、昨年よりは倍率は下がっているという状況になっている。一番下の表は過去10年間の競争率の推移であるが、この0.91というのは平成25年、26年あたりと同じ水準になってきているという状況で、ここ数年から比べると少し低い倍率という状況になっている。

地域外からの合格者を入学定員の10%以内、出雲高校については5%以内に制限している学校は7校あるが、これについては昨年同様に、松江南高校と浜田高校が10%を超えて、南高校は12.9%、浜田高校が11.5%ということになっている。残りの5校については10%以内、ないしは5%以内に収まっているという状況である。

4番目、通学区外からの合格者を入学定員の20%以内に制限する、いわゆる松江市内の普通校3校のことであるが、これについては3校とも20%を超えることはなかった。すべて枠内に収まっているという状況である。

今後の日程だが、一昨日、2月19日に志願変更の受け付けが終了した。明日22日の10時に一般選抜の最終出願状況を発表する予定にしている。そして3月6日、学力検査、7日、面接試験等、そして3月13日には一般選抜の合格発表を行うと同時に、定員が欠けたところについては第2次募集を行うということで、その実施校を公表するという事になっている。そして3月14日から18日にかけて第2次募集の出願期間、3月20日が第2次募集の作文、面接試験等が行われ、3月22日に第2次募集の合格発表と、こういったスケジュールになっている。

今回の教育委員会会議においては、志願変更後の出願の状況と合格の状況についてあわせて御報告したいと思っている。

最後に、高校ごとの一般選抜出願者数では、1点だけ、身元引受人による出願は、今年度は74名が一般選抜に出願をしている。これは昨年が48であったが、水産高校の身元引受人の取扱いが変わったので、極端に県外からの出願が増えたということではなく、昨年度まで身元引受人が要らなかった生徒もここに入ってくるということで、あまり大きな変化はないと考えている。

○新田教育長 最終の出願状況は先ほど説明があったように、明日ホームページに掲載される。報告は次回ということにさせていただきたいと思う。

———原案のとおり了承

報告第91号 平成30年度島根県体育・健康優良学校等表彰等について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 先般、2月7日にホテル白鳥において、島根県体育・健康優良学校等表彰、それからスポーツ功労者表彰並びにスポーツ優良団体表彰を行ったので御報告をする。

体育・健康優良学校等表彰は5つの部門があるが、今回は学校体育、それから学校保健、この2つの部門の表彰となった。

学校体育優良学校は2校が表彰された。飯南町立赤名小学校は、児童相互の協働的・対話的な体育学習の取組が、そして西ノ島町立西ノ島小学校は、わかる、できる、学び合う、こういった体育学習の状況が評価をされた。

学校保健優良学校は浜田市立第二中学校が、教職員、保護者、自治体等、これが連携をして、特にがんを中心に健康教育に取り組んできたことが評価された。

スポーツ功労者表彰であるが、体育、スポーツの振興に顕著な成績を上げた指導者7名の方を表彰した。長年スポーツの普及奨励のため率先して努めてこられた40歳以上の方を対象としている。スポーツ少年団、スポーツ推進委員、競技団体の役員、レクリエーション協会の役員など、それぞれの分野で地域のスポーツ振興に活躍中の皆さんである。それぞれの皆さんの活動については資料で御確認をしていただきたい。

スポーツ優良団体表彰、こちらは2つの団体が対象となった。NPO法人SPORT IVOひがしいずも、これは県内に総合型地域スポーツクラブは33あるが、有資格者の数が本当に多い団体で、そういったマンパワーを生かし、地域スポーツ活動の拠点となるような活動を展開してこられた。もう一方の邑南町スポーツ推進委員協議会、こちらのほうは、長年にわたりスポーツを通じた子ども放課後支援や高齢者の生きがい対策、こういっ

たことに取り組んでこられた。いずれの団体も地域の体育・スポーツ振興に大きく貢献され、他の団体の模範となっていることが表彰をされた。

———原案のとおり了承